

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 953号線	鵜沼桜が岡三丁目5965番8地先	4.5	30.6
		鵜沼桜が岡三丁目5964番4地先		
2	鵜沼 954号線	本鵜沼四丁目3802番28地先	4.5 ～ 5.0	80.2
		本鵜沼四丁目3802番36地先		
3	辻堂 683号線	辻堂東海岸一丁目19番55地先	4.5	28.3
		辻堂東海岸一丁目19番61地先		
4	藤沢 778号線	鵜沼神明四丁目161番6地先	4.5	34.9
		鵜沼神明四丁目161番7地先		
5	藤沢 779号線	藤沢五丁目66番1地先	4.5	33.5
		藤沢五丁目27番1地先		
6	藤沢 780号線	西富字西原489番4地先	5.2	14.8
		西富字西原489番7地先		
7	御所見 1148号線	宮原字東原3589番14地先	4.5	34.6
		宮原字東原3589番23地先		

8	御所見	葛原字前田 2 1 8 8 番 1 7 地先	4.5	40.4
	1 1 4 9 号線	葛原字前田 2 1 8 8 番 1 4 地先		

提案理由

鶴沼 9 5 3 号線ほか 7 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。